

要求基準・初任給・年齢別目標等と賃金の底上げのとりくみ

1、 2015 年春闘での重点要求

●賃金引き上げ要求について

- 雇用形態のいかんにかかわらず、生活改善につながる積極的な賃上げの実現をめざします。
- この間の物価上昇による実質賃金の減少分を回復し、賃金底上げによる生活改善につなげるため、だれでも月額 20000 円以上、時間額 150 円以上の賃上げをめざします。

●最低賃金の引き上げとパート・非正規の賃金格差是正について

- 京都府最低賃金の大幅な引き上げを求めます。早期に時間額 1000 円の実現を求めます。また、中小企業支援策の抜本的な改善を求めます。
- すべての職場で最低賃金協定の締結を求めます。産業・企業での最低賃金協定目標は、京都総評の最低生計費試算結果（単身税込み月額 197,779 円、時間額 1138 円<法定の月上限である 173.8 時間で計算>）をめざし、産業・職場の実態にみあった金額を設定します。
- 雇用形態、性などによる賃金格差の是正、均等待遇実現を求めます。

● 初任給要求

高卒	170000 円
大卒	210000 円

●年齢別要求

	獲得目標	最低保障
25 歳	240000 円	200000 円
35 歳	330000 円	265000 円
45 歳	415000 円	315000 円

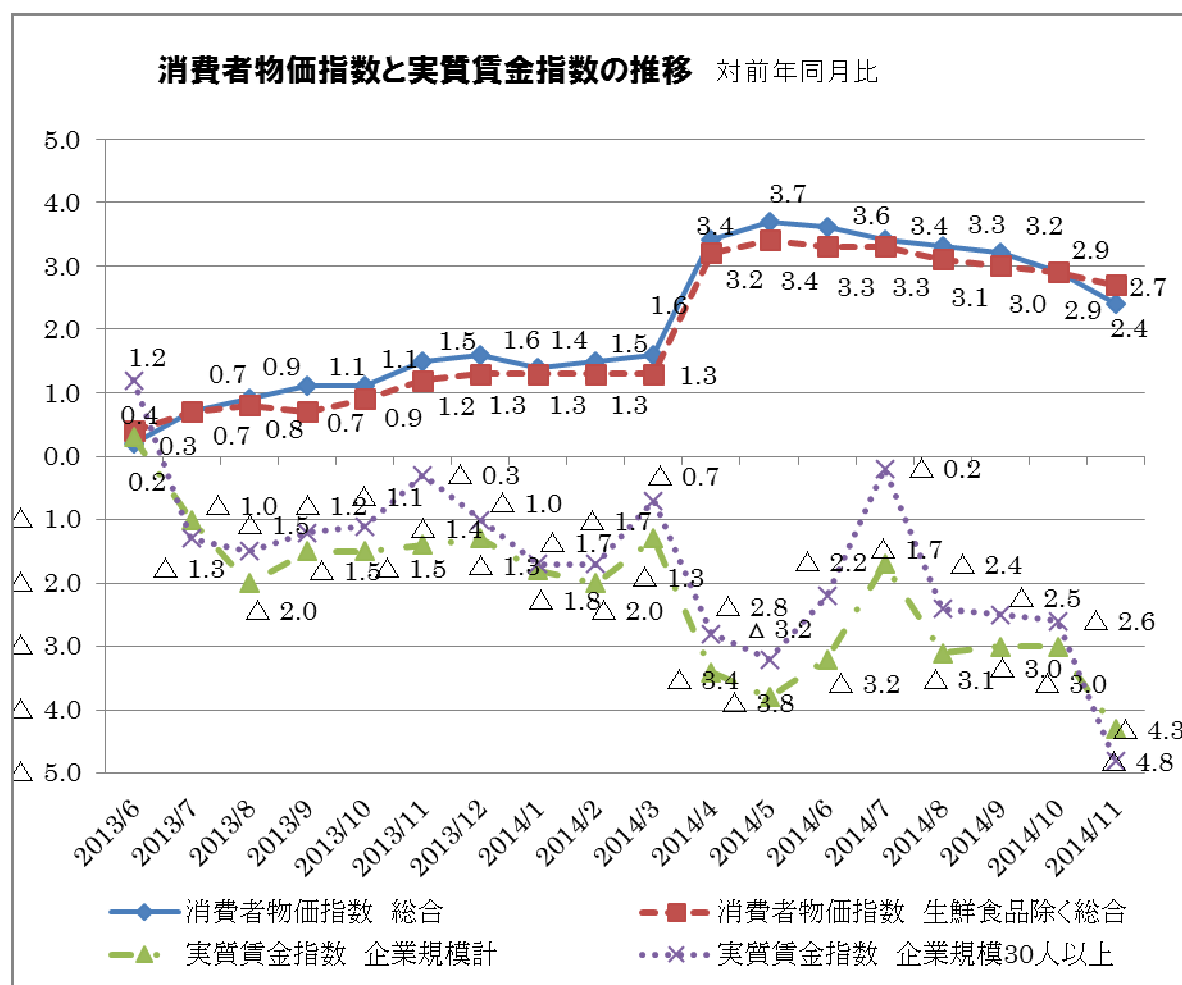
2、要求に基づく積極的な賃金引き上げと底上げで生活できる賃金と、地域経済再生を

- (1) 2014 春闘は、前年 12 月の「政労使合意」や首相の財界への「賃上げ要請」、連合が 5 年ぶりにベア要求を行うなど、賃上げに向けた世論が作られる下でたたかわれました。実際マスコミも含め久しぶりにベースアップへの関心が高まり、中小企業労組でも粘り強い交渉の中で一定の前進を勝ち取りました。

しかし、政府・財界の賃上げに関する基本的な姿勢は「企業収益の拡大を賃金上昇につなげる」（「政労使合意」2013 年 12 月）という、破たんしたトリクルダウン論に立脚しており、物価上昇を加味

した労働者の生活改善を前提とした水準とはなっていません。その結果、14 春闘での妥結水準（2.19%）は、1981 年以降の 35 年間で初めて消費税増税を含む物価上昇（3.3%・2014 年予測値）を下回ることとなり、実質賃金改善率は△3.1%（2014 年予測値）と、実質賃金の減少となってしまいました。

（2）昨年 4 月からの消費税引き上げ、円安の進行による輸入品目の高騰など、消費者物価は対前年同月比で 3%程度の上昇を続け、2013 年 7 月以降 17 カ月連続で実質賃金は大きく減少を続けています（下・グラフ）。さらに生活必需品の値上げが予定されている下で、物価上昇率を大きく上回る賃上げを獲得しなければ、生活改善につながらないだけでなく、地域経済にも深刻な影響を与えることとなります。



（3）では、具体的にどの程度の影響があるかを見ていきます。

○家計調査による勤労世帯の収入と消費（2013 年総務省・家計調査年報より）

平均世帯人員 2.76 人、平均年齢 46.2 歳

収入 468,570 円 非消費支出 87,604 円(18.7%)

可処分所得 380,966 円(対収入比 0.813)

消費支出 280,642 円(平均消費性向 0.737)

○実質賃金の 16 か月連続減少(2014 年 10 月 毎月勤労統計調査より)

・2010 年平均を 100 とした、2013 年 11 月から 2014 年 10 月の実質賃金指数は 0.968

○2014 年 4 月以降、消費者物価指数は対前年比 3%の上昇が続く(総務省統計)

・2010 年平均を 100 とした、2014 年 4 月以降の消費者物価指数は 1.035

○実質賃金指数、消費者物価指数から、3%程度の物価上昇の影響があり、同時に 2011 年家計調査で 0.821 であった対収入比可処分所得が、2013 年調査では 0.813 に減少しているように、非消費支出の増加も踏まえて 3.5%程度の影響を検討するべき

○非消費支出の増加が実際の生活に与える影響は大きく、生活改善に資する積極的な賃上げを考える際には念頭に置く必要がある。実際、「100 年安心」とうたわれた 2004 年「年金改革」以降でも、健康保険料率は 8.2%から 9.98%、介護保険料率は 0.89%から 1.72%、厚生年金保険料率は 13.58%から 17.47%へと大きく引き上げられている。また、税制においても各種控除の廃止など、様々な負担増が押し付けられている。このため、2004 年当時対収入比可処分所得は 0.841 だったものが大幅に減少している

○いくつかの賃金指標からの影響額の試算

・毎月勤労統計調査・一般労働者(きまって支給する給与・事業所規模 5 人以上)

329,633 円 非消費支出 61,641 円 消費支出 242,939 円

$242,939 \text{ 円} \times 3.5\% = 8,502 \text{ 円}$

・毎月勤労統計調査・一般労働者(現金給与総額・事業所規模 5 人以上)

404,723 円 非消費支出 75,683 円 消費支出 298,280 円

$298,280 \text{ 円} \times 3.5\% = 10,439 \text{ 円}$

・毎月勤労統計調査・パートタイム労働者(きまって支給する給与・事業所規模 5 人以上)

$94,232 \text{ 円} \times 3.5\% = 3,298 \text{ 円} \div 88.1\text{H} = 37.4 \text{ 円}$

・毎月勤労統計調査・パートタイム労働者(現金給与総額・事業所規模 5 人以上)

$96,644 \text{ 円} \times 3.5\% = 3,383 \text{ 円} \div 91.1\text{H} = 37.1 \text{ 円}$

※パートタイム労働者については非消費支出を勘案せず、同調査における「所定内労働時間」「総実労働時間」で除した時間額とした

以上のことから、一般労働者で月額 1 万円、パートタイム労働者で時間額 37 円の賃上げがあつてようやく、物価上昇による影響額を吸収できることとなります。

(4) 現在、一部の単産を除いて、春闘アンケートは中央単産で直接集約されてくるようになっていますので、国民春闘共闘の「働くみんなの要求アンケート」集約の特徴を下記に示しておきます。

現在の集約は一般労働者向けが 25,118 人、パートタイマー向けが 6,556 人です。賃上げ要求額の分布は、「1 万円」(26.9%)が最も多く、「3 万円」(16.8%)、「2 万円」(14.4%)で、昨年とほぼ同様の傾向ですが、「3 万円」「2 万円」がやや増加となっています。単純平均で 25,109 円です。また、「NA」が 10.3%あり、これを除くと、「1 万円」以上が 84.7%となります。

パートタイマーは、「100 円」(31.0%)が最も多く、「50 円」(19.8%)「200 円以上」(9.8%)「400 円以上」(9.3%)と続き、昨年同様に「100 円」に集中する傾向となっています。単純平均で 128 円です。一般・パートともに平均額は昨年より下がっています。

こうしたアンケート結果からは、生活改善分の「底上げ」要求の基準としては、一般労働者で「誰でも月額 1 万円以上」、パートタイム労働者で「誰でも時間額 100 円以上」とするのが妥当となります。

そしてこの額に物価上昇分の影響試算額を加算し、要求基準としては、一般労働者「誰でも月額 2

万円」、パートタイム労働者「誰でも時間額 150 円以上」とします。

- (5) 日本での賃金の減少は 1990 年代後半からで、世界の他の先進諸国との比較でも異例の事態となっています。1997 年との比較で、先進諸国で日本だけが 100 を切っています。国税庁による民間労働者の平均年収は、1998 年を 100 とすると 2012 年には 87.77 (男女計) にまで落ち込みました。

そして、日本の労働者の全体の賃金総額は大きく減少しました。国税庁による民間給与総額統計で約 22.5 兆円減(98 年と 2013 年の比較)、内閣府による名目雇用者報酬統計では約 26.6 兆円(98 年と 2013 年の比較)と、規模が大きいものとなっています。厚生労働省の賃金統計でも同じ規模となります。これは、民間給与総額、雇用者報酬のそれぞれの約 11.2%~10.7% にのぼる比率を占め、アメリカ(日本からの輸出第一位、約 12.9 兆円)や中国(同第二位、約 12.6 兆円)への輸出総額を上回る規模となっています。

これらの賃金総額の減少の主要な要因は、正規雇用から非正規雇用への置き換え・急増です。それだけに、要求に基づく積極的な賃金引き上げのたたかいとともに、最低賃金の引き上げ、賃金の底上げ、非正規雇用労働者の賃金の引き上げが重要となっています。これらの賃上げの実現なしに、日本の経済の再生はできません。

要求基準は、非正規雇用の労働者の賃金引き上げにも重点を置きました。格差の是正、均等待遇の実現への一環としてとりくみを強化します。とりわけ政府・財界が「多様な働き方」と称して就業形態のさらなる流動化を狙っているときだけに、同一労働同一賃金を求める闘いが重要です。

また、現在、政府はインフレターゲットにもとづく経済政策をしていますが、インフレだけを起こすのであれば実質賃金は下がります。あわせて、今春闘に向けた政労使合意(昨年 12 月)も、昨年同様で生産性向上を前提とした、トリクルダウン論の範囲を出ず、労働者の生活を守り、地域経済の再生のためには、賃上げによる内需拡大の重要性がますます強まります。同時に、経団連などは、「賃金体系の在り方」について、従来とは異なる方針を打ち出すことを検討しており、注視することが必要です。

3、最低賃金の引き上げについて

- (1) 現行京都府最低賃金は、時間額で 789 円ときわめて低く、当面、時間額 1000 円への引き上げ、全国一律最低賃金制を求めていくことが必要です。今回の要求基準は、地域最低賃金とともに、企業内での最低賃金協定については、京都総評が試算した最低生計費をめざすこととし、それぞれの産業・職場の実態に見合った金額の設定をかけた。これらのことを基本に、以下の諸点を重視していきます。

- ①最低賃金の引き上げとともに、それにとまなう中小企業支援策を改善・強化することを求めます。また、こうしたことが広く理解され賛同を得られるようにしていきます。
- ②現行の中小企業支援策については京都府も適用されましたが、極めて使いにくい制度であることもあり、十分に活用されているとは言えません。しかも、制度そのものが本来の趣旨からずれたものとなっています。制度の抜本的な改善、予算の大幅な増額を求めていきます。
- ③生活保護費の 1 割削減がに続き、住宅扶助基準、冬季加算など、さらなる改悪が狙われていま

す。乖離額の比較は3年前の統計を利用するために直ちには影響しませんが、抑制の動きが強まることが予想され、今後、最低賃金を引き上げるこれまでの主要な要素がなくなり、重大な影響を与えます。生活保護費の削減に反対するとりくみとも連携していきます。

④昨年の審議では乖離額のない地方でもこれまで以上に引き上げがなされました。地域経済の浮上への期待でもあり、生活保護引き下げの動きと、こうした動きとのせめぎあいが続くこととなります。地域でのとりくみがいっそう重要となっています。

(2) 2006年最低生計費の試算の結果は以下のようなものでした。(一部。他に高齢世帯2類型、母子世帯6類型を試算)

①若年単身世帯 京都市内在住、賃貸アパート1K、男性、20代

最低生計費 164895円

税込み 月額 197779円

税込み 年額 2373348円

②夫婦と未婚子2人 京都市内在住、賃貸マンション3DK、40代夫婦、男子・中学生3年、女子小学生3年

最低生計費 402234円

税込み 月額 482205円

税込み 年額 5786460円

(②)の試算は、4人世帯の最低生計費です。収入については何も触れていません。あくまでここで言うモデルにもとづく4人が生活するうえで必要な最低生計費を試算したものです。

なお、最低生計費とは何かなどは、別途の報告書を参照してください。

注：173・8時間＝(40時間÷7日×365日)÷12ヶ月で、厚生労働省が労働基準法違反とならない数値として最低賃金と比較する生活保護の試算で利用している月あたりの労働時間。

4、労働者の生計費と要求基準・重点要求について

(1) 賃金実態について

【民間労働者給与実態調査】労働者の賃金ダウンが続いてきましたが、国税庁の調査による1年前の民間労働者の給与実態調査では、

平成25年平均給与は、413・6万円 (前年よりも5・6万円の増加)

この内男性は 511・3万円 (〃 9・3万円の増加)

女性は 271・5万円 (〃 3・7万円の増加) となっています。

全体の平均値は、2008年から2009年という経済危機時に極端に減少し、2010年にプラスに転じたものの、2011年以降再び減少となり、ようやく増加となりました。ピークであった1997年の467・3万円から比べると53万7千円の減少です。

平成25年中に民間企業が支払った給与の総額は200兆359億円で前年よりプラス4・85%となりましたが、1998年比では、22・5兆円減少しています。

さらに、200万円以下の収入の労働者は、2013年で1119.9万人で、2012年より29.9万人増加しました。経済危機や震災などで増減があるものの、2006年以降1000万人台が続き、増加傾向となり、給与総額が増加した下で、格差が拡大していることを示しています。また、300万円以下の収入の労働者は、2013年で1901.9万人で民間労働者全体の40.9%を占めるなど2000年代に入って全体として低賃金労働者が急増し続けています。

【現金給与総額】 現金給与総額でみると、平成25年は

5人以上規模 314,054円

30人以上規模 357,977円

昨年比で5人以上規模が減少、30人以上規模で若干の増加となっています。1998年と比較すると、5人以上規模でマイナス52,427円、30人以上規模でマイナス57,698円で、いずれも年間で約60万円～70万円のマイナスとなります。

【初任給について】 初任給は、厚生労働省の調査（平成26年）では、

高卒 158,800円（対前年比+1.79%）

短大卒 174,100円（対前年比+1.10%）

大卒 200,400円（対前年比+1.21%）

でした。

【年齢別賃金の実態】

年齢階級別賃金実態は、別表のように、この約10年あまりの間、わずかに減少傾向の中で横ばいで、経済危機直後、ほとんどの年齢層で減少し、年により特定の年代層で若干の増加がある以外は全体として減少しています。男性との格差が激しい女性の場合は、全年齢層にわたって賃金が低く、その水準は横ばい状態が続いています。

（２）労働者の生計費について

【総務省「家計調査年報」による実態】 2012年の35歳世帯（世帯人員 3.71、有業人員 1.48）の月平均の実収入は48万8998円、消費支出は27万8462円で、前年より大きく減少しました。賃金関係での調査では賃金が減少していますが、この1年では家計調査でも世帯主収入も含めて減少しています。家計調査はサンプルの取り方や勤労所得以外の収入を加味しているため、単純に賃金指標と参照しづらい面がありますが、その数値でも減少していることを注視する必要があります。平均的世帯の会計収支は、別項のグラフ参照。

【京都総評最低生計費調査】最低生計費として京都総評の2006年の最低生計費試算では、時間額で1138円です。また、この2～3年の間に実施された、首都圏、東北、静岡などでの試算では時間額が1300円台となっています。これは、京都の試算が京都市内自転車通勤としたこと（交通通信費の違い）や、この間の非消費支出の増大が中心的な要因で、デフレの影響は主に食費ですが、結果として廃棄率を加算した京都以外の試算と京都の試算と大きな変化はありませんでした。